

お知らせ

県下の県立学校でインフルエンザ治癒証明書が、罹患報告書に変更

今まで医師が発行していたインフルエンザ治癒証明書に代わり、これからは、保護者が作成する罹患報告書の提出で、岡山県の県立学校での再登校が許可されることになりました。

この度、岡山県教育庁から上記の件で変更を承認する依頼がありました。以前から、季節性インフルエンザの治癒証明書を、医師の診断の下に医療機関で発行してもらうことで再登校が許可されておりました。

今般の新型コロナウイルス感染症では不顕性感染が認められるので、患者が治癒証明書のために再受診した時、新型コロナウイルスに感染することが完全には否定できません。そこで、10月14日の理事会で協議の上、新たに罹患報告書による再登校を許可することに決定しました。

平素から診療にあたっておられる主治医の先生方には、この変更へのご理解をいただきまして、インフルエンザ初診時に、患者さんにこの罹患報告書の書式（医療機関と学校に備え付けの予定）を保護者にお渡しいただきますよう、お願い申し上げます。なお、岡山県医師会ホームページの部会活動「学校医部会」のページにもこのお知らせと、罹患報告書の書式を掲載しておりますので、併せてご利用ください。

令和2年10月19日

岡山県医師会・岡山県教育庁

インフルエンザ罹患報告書

学校	科	年	組	氏名

発症日：令和 年 月 日

診断日：令和 年 月 日

医療機関名：_____

診断名：インフルエンザ A型 ・ B型 ・ 不明
 (該当するものに○を付けてください。)

解熱日：令和 年 月 日

令和 年 月 日

保護者氏名(自署)：_____

【インフルエンザの出席停止期間の基準】

①～③を満たしたら、再登校が可能です。

- ① 発症した日の翌日を初日(1日目)として、5日間を経過していること。
- ② 解熱(平熱[37.5℃未満]に下がること)した日の翌日を初日(1日目)として、2日(幼児にあっては3日)を経過していること。
- ③ ①②の両方を満たしていること。

※学校保健安全法施行規則第19条第2項

「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日(幼児にあっては、3日)を経過するまで」

【発症日からの経過】

毎日、検温をして、下表に記入して学校に提出してください。

発症後	月 日(曜日)	測定時刻:体温(午前)	測定時刻:体温(午後)
0日目	月 日()	時 分: . °C	時 分: . °C
1日目	月 日()	時 分: . °C	時 分: . °C
2日目	月 日()	時 分: . °C	時 分: . °C
3日目	月 日()	時 分: . °C	時 分: . °C
4日目	月 日()	時 分: . °C	時 分: . °C
5日目	月 日()	時 分: . °C	時 分: . °C
6日目	月 日()	時 分: . °C	時 分: . °C
7日目	月 日()	時 分: . °C	時 分: . °C
8日目	月 日()	時 分: . °C	時 分: . °C
9日目	月 日()	時 分: . °C	時 分: . °C
10日目	月 日()	時 分: . °C	時 分: . °C

※発症した日を0日目とします。